

玖珠町における人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第58条の2の規定により、人事行政運営における公平性、透明性を高める目的から町職員の勤務条件等について町民の皆さまに知っていただくため、公表します

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 退職及び採用の状況

平成27年度退職者 (平成27年4月1日～平成28年3月31日)				平成28年度採用者 (平成28年4月1日付)	差 (採用者数－退職者数)
定年退職	勸奨退職	その他	計 (A)	(B)	(B－A)
1人	0人	1人	2人	4人	2人

2. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

(平成27年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務時間	休憩時間	週休日
38時間45分	8時30分から 17時00分まで	12時15分から 13時00分まで	土曜日及び日曜日

(注) 1 本庁以外の勤務場所では、これと異なる勤務形態である場合があります。

2 本庁内の窓口事務の一部において、特定の曜日にこれと異なる勤務形態である場合があります。

(2) 年次有給休暇の状況

① 制度の概要

(平成27年4月1日現在)

制 度 の 概 要
1年につき20日(20日を超えない範囲で残日数を翌年に繰り越すことが可能)

② 取得状況

(平成27年1月～12月)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
6,048日	1,234日	154人	8.0日/人	20.40%

・当該期間の全期間に在職した一般行政職の者を対象としています。

・数値については、平成28年勤務条件調査表より抜粋しています。

(3) 育児休業の取得状況

(平成27年度)

区 分	男 性	女 性
新規に取得した者	0人	2人
前年度から引き続き取得している者	0人	4人

3. 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況

(平成27年度)

区 分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障のため、職務の遂行に支障がある場合	0人	0人	1人	0人	1人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人	0人
定数の改廃等により廃職、過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件で起訴された場合	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分の状況

(平成27年度)

区 分	戒告	減給	停職	免職	計
法令等の定めに従った場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人	0人

4. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況

職員の研修については、玖珠町の庁内研修に加え、大分県自治人材育成センター等の研修に参加することとしています。

(平成27年度実績)

研修区分	研修名	研修期間	参加人数
玖 珠 町 研 修	基本研修	経理事務担当者研修	59人
		契約担当者研修	59人
		行財政研修	2人
		行政手続法研修	105人
		人事評価研修	94人
	情報保護	eラーニング(個人情報保護一般)	17人
		eラーニング(個人情報保護実践)	144人
		eラーニング(情報セキュリティ一般)	17人
		eラーニング(情報セキュリティ実践)	149人
	一般研修	人権社会確立全九州研究集会(熊本市)	10人
		部落解放・人権西日本夏期講座	1人
		人権を守る町民のつどい	100人
		人権を考える町民のつどい	118人
		同対審答申50周年記念講演会	6人
		国勢調査にかかる職員研修会	110人
		景観行政説明会	16人
		部落解放研究第49回全国集会	8人
		男女共同参画フォーラム	57人
		人権同和(新任職員)研修	年5回
		職場人権研修	各職場
		人権同和職員研修(第1回)	123人
		人権同和職員研修(第2回)	67人
		人権同和職員研修(第3回)	15人
	行政研修	家畜排泄物処理基礎研修	1人
		教育行政トップセミナー	2人
		博物館研修	1人
		小規模非木造家屋の評価基礎実務研修(演習)	1人
		地域虐待対応合同研修	1人
	衛生委員会	職員メンタルヘルス研修	109人
大 分 県 自 治 人 材 育 成 セ ン タ ー	基本研修	研修担当者研修	1人
		新任課長級研修①(人事評価)	2人
		新任課長級研修②(組織マネジメント)	2人
		新任課長補佐研修①(戦略型行政運営)	1人
		新任係長級研修①(政策形成・地域づくり)	3人
		新任係長級研修②(係長としての役割・リーダーシップ)	1人
		中堅職員研修①(自治体政策のつくり方)	3人
		中堅職員研修②(キャリアプランニング)	2人
		係長級キャリアアップ研修	1人
		管理者の政策講座	1人
		新採用職員研修(前期)	4人
		新採用職員研修(後期)	4人
		幹部セミナー	1人
		臨時職員研修	7人
	ステップアップ研修	自主連携カレッジ	1人

研 修 区 分		研 修 名	研修期間	参加人数
大分県自治人材育成センター	職務研修	公民館職員専門講座	H27.5.18～22	1人
		法制執務研修	H27.11.5～6	1人
		税務研修	H27.7.27～28	1人
		財務研修	H27.9.1～2	1人
		滞納・徴収事務研修	H27.9.8～9	2人
		人事評価研修	H27.11.17	6人
		契約事務研修(基本)	H27.10.1	5人
		契約事務研修(工事請負)	H27.10.2	5人
		複式簿記基礎研修	H27.9.16	1人
		複式簿記中級研修	H27.9.18	2人
		公会計基礎研修	H27.5.21	1人
		条例等立案改廃研修	H28.1.14～15	1人
		説明力強化研修	H27.12.3	1人
		事務処理マニュアル作成研修	H27.11.25	1人
		図解表現力向上講座	H27.9.1～2	2人
		想像力企画力向上講座	H27.9.29～30	1人
		問題発見・解決能力向上講座	H27.11.11～12	1人
		ファシリテーション講座	H27.10.26～27	2人
		講師養成	公務員倫理研修指導者養成研修	H28.1.21～22
	OJTインストラクター養成研修		H28.1.28	1人
民間派遣研修	民間派遣研修(トキハ)	H27.10.1～4	1人	
日本経営協会等	行政研修	契約事務の基礎知識とその運用	H27.5.28～29	1人
		地方公営企業の消費税会計処理実務	H27.10.1～2	2人
		住民税の課税実務(個人住民税)	H27.10.7～8	1人
		住民税の課税実務(法人住民税)	H27.10.9	2人
		固定資産税における土地評価と課税の実務講座	H27.6.10～11	1人
		東京財団週末学校	H27.5.～11.	1人

(2) 評定の状況

(平成27年度実績)

評定の対象	187名
評定者	町長・副町長・総務課長
評定回数及び時期	年1回 12月
評定対象期間	平成27年1月1日～平成27年12月31日
評定結果の活用方法	昇給・昇任・昇格

5. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 各種福利厚生制度について

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は大分県市町村職員共済組合です。共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

また、地方公共団体は、地方公務員法第42条に基づき、職員の福利厚生計画を樹立し、実施することが義務付けられています。そのため本町では玖珠町職員互助会を設立し、福利厚生等の向上のための事業を実施しています。

玖珠町職員互助会に対する公費負担状況

年度	会員数	決算額(千円)	町補助金額(千円)
平成27年度	193	3,448	1,390

(2) 公務災害補償制度について

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害(負傷、疾病、障害及び死亡)又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填(補償)と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業(福祉事業)を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。玖珠町は、地方公務員災害補償基金大分県支部に加入しています。

6. その他の事項

(1) 大分県人事委員会に係る業務に関すること

玖珠町は、地方公務員法の規定に基づき、公平委員会の事務を大分県人事委員会に委託しています。

① 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成26年度末	平成27年度	平成27年度処理件数			平成27年度末
係属件数	措置要求件数	取下げ	却下	判定	係属件数
0	0	0	0	0	0

(注) 件数は、措置の要求をした職員1人をもって1件として数えています。

② 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成27年度の不服申立ての状況については、県人事委員会より次のとおり報告がありました。

平成26年度末	平成27年度末	平成27年度処理件数			平成27年度末
係属件数	措置要求件数	取下げ	却下	判定	係属件数
0	0	0	0	0	0

(注) 件数は、不服申立てをした職員1人をもって1件として数えています。